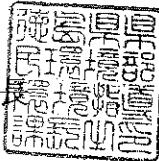


環指第1185号
令和2年1月24日

各 位

徳島県県民環境部環境指導課



廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について（通知）

日頃は、本県の廃棄物行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、この度、環境省から、別紙のとおり「廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」の通知がありました。

これまででも感染性廃棄物については、廃棄物処理法等に基づき適正処理がなされているものと存じますが、新型コロナウイルスに関連した感染症について、国内で感染が確認されたことにより、それに伴う感染性廃棄物が発生した場合には、環境省が策定している「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月）に基づき、感染性廃棄物の適正処理を徹底していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、下記の対策を徹底すること等により感染防止に努めてください。

記

- ・手袋、マスク等の個人防護具の使用
- ・肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用
- ・積卸し作業終了後の消毒薬（携行可能な速乾性擦式消毒用アルコール製剤等）による手指消毒の実施
- ・事務所に戻った際の手洗い及び手指消毒、うがいの実施
- ・運搬車両の定期的な清掃及び消毒の実施

徳島県県民環境部環境指導課
審査指導担当
電話 088-621-2269